

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月10日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5

号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第1条及び第5条第1項の規定の適用については、第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

附 則（平成28年3月16日条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第18号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成28年3月16日条例第20号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	大和高田市子ども医療費助成条例（平成24年条例第8号）による子どもに対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	大和高田市乳幼児医療費助成条例（平成8年条例第32号）による乳幼児に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成8年条例第34号）によるひとり親家庭等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	大和高田市心身障害者医療費助成条例（平成8年条例第33号）による心身障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	大和高田市精神障害者医療費助成条例（平成26年条例第23号）による精神障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）条例（平成28年条例第20号）による高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成28年条例第18号）による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	精神障害者の精神通院に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	在宅高齢者日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	緊急通報体制整備事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	外国人高齢者特別給付金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	重度心身障害者（児）福祉タクシー事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	難聴児補聴器購入費助成金交付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	外国人重度障害者特別給付金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	大和高田市改良住宅等条例（平成9年条例第35号）による改良住宅等の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの
16 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大和高田市子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、大和高田市乳幼児医療費助成条例による乳幼児に対する医療費の支給に関する情報（以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。）、大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等に対する医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）、大和高田市心身障害者医療費助成条例による心身障害者に対する医療費の支給に関する情報（以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。）又は大和高田市精神障害者医療費助成条例による精神障害者に対する医療費の支給に関する情報（以下「精神障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	大和高田市乳幼児医療費助成条例による乳幼児に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険関係情報、児童手当関係情報、大和高田市子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の支給に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報又は精神障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険関係情報、児童

	等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、子ども医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報、大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）条例による高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「高齢者精神障害者医療費助成関係情報」という。）又は大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害老人等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	大和高田市心身障害者医療費助成条例による心身障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、子ども医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報、高齢者精神障害者医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	大和高田市精神障害者医療費助成条例による精神障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、子ども医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、高齢者精神障害者医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者の精神障害者に対する医療費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、子ども医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害

		者医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者関係情報、子ども医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報又は高齢者精神障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	精神障害者の精神通院に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、子ども医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報、高齢者精神障害者医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	在宅高齢者日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	緊急通報体制整備事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	外国人高齢者特別給付金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	重度心身障害者（児）福祉タクシー事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	難聴児補聴器購入費助成金交付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	外国人重度障害者特別給付金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	大和高田市改良住宅等条例による改良住宅等の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	予防接種法（昭和23年法律第68	生活保護関係情報であって規則で定める

	号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	もの
17 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

一部改正〔平成28年条例17号・18号・20号〕

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの